



令和6年第1回箕面市議会定例会議案  
(追加第1号)

第43号議案	工事請負契約の件（第二別館改修工事（その4））	5
第44号議案	工事請負契約の件（第二別館改修に伴う機械設備工事（その3））	6
第45号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立病院）	7
第46号議案	指定管理者の指定の件（箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地）	8
第47号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	9
第48号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	14
第49号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	18
第50号議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等 に関する基準を定める条例改正の件	20
第51号議案	箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例改正の件	35
第52号議案	箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基 準を定める条例改正の件	42

第 5 3 号議案	箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	47
第 5 4 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	52
第 5 5 号議案	令和 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 9 号）……………	54
第 5 6 号議案	令和 5 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）……………	1
第 5 7 号議案	令和 5 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）……………	1
第 5 8 号議案	令和 5 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）……………	1
第 5 9 号議案	令和 5 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）……………	1
第 6 0 号議案	令和 5 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 3 号）……………	1
第 6 1 号議案	令和 5 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	1
第 6 2 号議案	令和 5 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	1
第 6 3 号議案	令和 5 年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第 1 号）……………	1
第 6 4 号議案	令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 号）……………	1
第 6 5 号議案	令和 6 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	1

第 6 6 号議案 箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件……………	1
---	---

#### 第 4 3 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 第二別館改修工事（その 4）  |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 2 6 9 , 2 8 0 , 0 0 0 円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市小野原東一丁目 4 番 3 4 号<br>株式会社掛谷工務店 箕面支店<br>支店長 栗 田 展 宏 |

（提案理由）

第二別館改修工事（その 4）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

#### 第 4 4 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 第二別館改修に伴う機械設備工事（その 3）（営繕室分）及び第二別館改修に伴う機械設備工事（その 3）（子どもすこやか室分） |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 1 9 0 , 6 8 5 , 0 0 0 円                                       |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市稲一丁目 5 番 3 号<br>株式会社三原工業<br>代表取締役 三 原 昌 治                  |

（提案理由）

第二別館改修に伴う機械設備工事（その 3）（営繕室分）及び第二別館改修に伴う機械設備工事（その 3）（子どもすこやか室分）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

#### 第 4 5 号議案

##### 指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立病院の指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立病院
- 2 指 定 管 理 者 兵庫県川西市火打一丁目 7 番 1 3 号  
医療法人協和会  
理事長 北 川 透
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から、指定期間開始日以降、最初に新築される市立病院における  
業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に 2 0 年を加えた期間

##### (提案理由)

箕面市立病院の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 4 6 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地の指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市営住宅（箕面市営住宅管理条例（平成 9 年箕面市条例第 3 6 号）第 3 条の表に規定する市営住宅をいう。）及び箕面市牧落住宅団地
- 2 指 定 管 理 者 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号  
日本管財株式会社  
代表取締役社長 福 田 慎 太 郎
- 3 指 定 の 期 間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第四十七号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「一般被保険者に係る」を削り、同号ロ中「法附則第二十条」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）附則第七条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府」を削り、同号ハ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」を削り、「及び病床転換支援金等並びに」を「、病床転換支援金等及び」に改め、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第二号ロ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健

康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）及び「（法第八十二條の三第一項の規定により府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する額があるときは、その額を控除した額。ニにおいて同じ。）」を削り、同号ニ中「法附則第九條第一項の規定により読み替えられた」と及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第十二條の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同條第一項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第十三條の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同條第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十四條の見出し及び同條第一項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第三号ロ及びハ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同條第二項中「小数点以下第四位未満の端数又は」を削る。

第十四條の二から第十四條の四までを次のように改める。

第十四條の二から第十四條の四まで 削除

第十四條の四の二を削る。

第十四條の五中「又は第十四條の二」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十二條の基礎賦課額と第十四條の二の基礎賦課額との合算額をいう。第十七條及び第十九條において同

じ。）」を削る。

第十四条の五の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十四条の五の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第十四条の五の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十四条の五の五の見出し及び同条第一項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第二項中「小数点以下第四位未満の端数又は」を削る。

第十四条の五の六から第十四条の五の八までを次のように改める。

第十四条の五の六から第十四条の五の八まで 削除

第十四条の五の八の二を削る。

第十四条の五の九中「又は第十四条の五の六」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の五の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十四条の五の六の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十七条及び第十九条において同じ。）」を削る。

第十四条の六第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十四条の九第二項中「小数点以下第四位未満の端数又は」を削る。

第十七条第一項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「第十四条の二、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十四条の五の六」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。」の下に「又は特例対象被保険者等になった場合」を加え、「若しくは第十四条の四」を削り、同条第二項中「第十四条の二、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十四条の五の六」及び「若しくは第十四条の四」を削る。

第十九条第一項中「又は第十四条の二」を削り、同項第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同条第三項中「又は第十四条の二」及び「又は第十四条の五の六」を削り、同条第四項中「又は第十四条の二」を削る。

第十九条の三第一項中「又は第十四条の四」を削り、「第十四条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「又は第十四条の四」、「又は第十四条の五の八」及び「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」とを削り、同条第四項第一号中「又は第十四条の四」を削り、同条第六項中「又は第十四条の四」を「の」に、「又は第十四条の五の八」を「の」に改め、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条第三項の規定により読み替えて適用する第十九条第一項各号」とを削る。

第二十条第一項中「又は第十四条の二」を削り、同条第三項中「又は第十四条の二」及び「又は第十四条の五の六」を削り、同条第四項及び第五項中「又は第十四条の二」を削り、同条第七項中「又は第十四条の二」及び「又は第十四条の五の六」を削り、同条第八項中「又は第十四条の二」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第五章の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法の改正に伴い、退職被保険者等に係る制度を廃止し、及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、低所得者に対し保険料を軽減する所得判定基準額を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第四十八号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万二千四百円」を「三万二千六百四十円」に改め、同項第二号中「四万二千二百二十円」を「四万九千八十円」に改め、同項第三号中「四万八千六百円」を「四万九千四百四十円」に改め、同項第四号中「五万五千八十円」を「六万九百円」に改め、同項第五号中「六万四千八百円」を「七万千六百四十円」に改め、同項第六号中「七万二千二百八十円」を「七万八千八百四十円」に改め、同号口中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同項第七号中「七万七千七百六十円」を「八万五千九百六十八円」に改め、同号口中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ、第十九号ロ又は第二十号ロ」に改め、同項第八号中「九万七千二百円」を「十万七千四百六十円」に改め、同号口中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同項第九号中「十一万四千四百五十六円」を「十二万千七百八十八円」に改め、同号イ中「四百万円」を「四百二十万円」に改め、同号ロ中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改

め、同項第十号中「十二万千七百七十六円」を「十三万六千六百十六円」に改め、同号イ中「四百万円以上六百万円未満」を「四百二十万円以上五百二十万円未満」に改め、同号ロ中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同項第十一号中「十三万六千八十円」を「十五万四千四百四十四円」に改め、同号イ中「六百万円以上八百万円未満」を「五百二十万円以上六百万円未満」に改め、同号ロ中「又は第十三号ロ」を「、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同項第十二号中「十四万七千九十六円」を「十六万四千七百七十二円」に改め、同号イ中「八百万円以上千万円未満」を「六百万円以上七百万円未満」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同項第十三号中「十五万五千五百二十円」を「十七万九千九百円」に改め、同号イ中「千万円以上千五百万円未満」を「七百二十万円以上八百万円未満」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「、次号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」を加え、同項第十四号中「十六万二千円」を「二十五万七千四百円」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号の次に次の三号を加える。

十四 次のいずれかに該当する者 十九万三千四百二十八円

イ 合計所得金額が八百万円以上千万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十六号ロに該当する者を除く。）

十五 次のいずれかに該当する者 二十万七千七百五十六円

イ 合計所得金額が千万円以上千五百万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十六 次のいずれかに該当する者 二十二万九千二百四十八円

イ 合計所得金額が千五百万円以上二千五百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第十六条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「一万九千四百四十円」を「二万四百二十四円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「一万九千四百四十円」を「二万四百二十四円」に、「三万二千四百円」を「三万四千七百五十二円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「一万九千四百四十円」を「二万四百二十四円」に、「四万五千三百六十円」を「四万九千八十円」に改める。

第十八条第三項中「若しくは第十四号ロ」を「第十四号ロ、第十五号ロ若しくは第十六号ロ」に、「第十四号まで」を「第十六号まで」に改める。

## 附 則

（施行期日）



1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十六条の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和六年度から令和八年度までの介護保険料を改定するため、本条例を改正するものである。

第四十九号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十八の項」を「別表百二十九の項」に改め、同条第三項中「別表七十四の項から八十九の項まで」を「別表七十五の項から九十の項まで」に改める。

別表五十七の項中「及び六十五の項」を「六十五の項及び六十八の項」に改め、同表六十二の項中「七十の項及び七十一の項」を「七十一の項及び七十二の項」に改め、同表中百四十九の項を百五十の項とし、八十七の項から百四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表八十六の項中「八十二の項」を「八十三の項」に、「八十四の項」を「八十五の項」に改め、同項を同表八十七の項とし、同表八十五の項中「八十一の項」を「八十二の項」に改め、「（昭和四十二年法律第四百十九号）」を削り、同項を同表八十六の項とし、同表中八十四の項を八十五の項とし、八十三の項を八十四の項とし、八十二の項を八十三の項とし、同表八十一の項中「八十七の項」を「八十八の項」に改め、「ものが申請する場合」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受

けた者の許可の申請にあつては、六、〇〇〇円」を加え、同項を同表八十二の項とし、同表中八十の項を八十一の項とし、六十八の項から七十九の項までを一項ずつ繰り下げ、六十七の項の次に次のように加える。

六十八	介護保険法第七十九条の二第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新及び同法第一百五十三条の三十において準用する同法第七十条の二第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新	一件	一〇、〇〇〇円
-----	--	----	---------

別表備考第五号中「百二十七の項、百三十七の項、百四十七の項及び百四十八の項」を「百二十八の項、百三十八の項、百四十八の項及び百四十九の項」に改め、同表備考第六号中「七十四の項から八十九の項まで」を「七十五の項から九十の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十八の項」を「百二十九の項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正に伴い指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の手数を定めるため、本条例を改正するものである。

## 第五十号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項第五号中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十六条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十六条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十四条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「第二十八条第十一項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十九条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第五十条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第五十三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

らない。

第六十条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十三条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条の四ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十一条の九中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

第六十一条の十九第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十一条の九第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条の二十の三中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第六十一条の二十四第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十一条の三十中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十一条の三十七第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十一条の三十第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十七条第二項中「介護保険施設をいう。以下同じ。」若しくは「の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する」を加える。

第六十八条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第七十二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

第七十三条第一項中「及び次条」を削る。

第八十一条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十二条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十四条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第八十五条第一項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所



の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第三項中「第百十四條」の下に「、第百九十四條第三項」を加える。

第九十四條第五号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条第六号中「前項」を「前号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百八條の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百八條の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上

その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第九十九条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第一百十三条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第二百二十三条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第二百二十七条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を受けた市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百二十九条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三百三十条中「及び第百六条」を、「第百六条及び第百八条の二」に改める。

第三百三十二条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第百五十一条において準用する第百八条の二に規定する委員会にお

いて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第百三十三条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百四十九条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を受けた市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百五十条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五十一条中「及び第百四条」を「、第百四条及び第百八条の二」に改める。

第二百五十三条第八項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第十二項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」をいう。」を削る。

第二百五十四条第一項第六号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。

第六十七條の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、

当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第百六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百六十九条第五号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第百七十四条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第百七十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療

を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を受けた市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第七十八条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七十九条中「及び第百四条」を「、第百四条及び第百八条の二」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百九十一条中「第百四条」の下に「、第百八条の二」を加える。

第百九十二条中「第十七条の十二」を「第六十四条第一号ハ」に改める。

第百九十三条第七項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第百九十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等」を削る。

第百九十九条第一号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百三条第二項第三号及び第六号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百四条中「及び第百八条」を「、第百八条及び第百八条の二」に改める。



(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第三十六条第三項(改正後の第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第七十九条、第九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第九十四条第七号及び第九十九条第七号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の第八十二条(改正後の第三十条、第五十一条、第七十九条、第九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第八十二条の二中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の第七十四条第一項(改正後の第九十一条において準用する場合を含む。)の規定の

適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十一号議案

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十号）の一部を  
次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十一条第二項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改  
正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規  
定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による  
改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を  
いう。第四十六条第六項において同じ。」を「健康保険法等の一部を改正  
する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の  
法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同  
条第七項」を「第四十六条第七項」に改める。

第十二条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に  
「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を

「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十二条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十四条第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十六条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第四十七条第一項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第五十五条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上

開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六十五条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第六十六条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第八十一条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第八十五条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医

療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を受けた市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第八十七条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十八条中「及び第六十三条」を「、第六十三条及び第六十五条の二」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

### (重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第三十四条第三項（改正後の第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第五十五条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の第六十五条の二（改正後の第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第六十五条の二中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。



(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

## 第五十二号議案

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例改正の件

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第六条第一項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門

員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第七条第二項中「あらかじめ」の下に「利用者又はその家族に対し」を加え、同条第三項中「利用者」に改め、「担当職員」の下に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第十三条に次の二項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第十四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十五条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第一号中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削り、同条第四号中「規定」の下に「（第三十条第二十九号の規定を除く。）」を加える。

第二十五条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十二条第二項第二号ニ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十四条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第三十四条第二号の二及び第二号の三において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十四条第十六号イ中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「月」の下に「（ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第三十四条に次の一号を加える。

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法

第百十五条の三十の二第一項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第三十六条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

### (重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第二十五条第三項（改正後の第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

### (提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十三号議案

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成三十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「地域包括支援センター」の下に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第六条第二項中「が三十五」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第十七条第三十号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定

介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。が四十四」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第七条第三項第二号中「同一敷地内にある」を削る。

第八条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項の」を「第五項の」に改め、同項第一号中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。



3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第十七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第十七条第十五号イ中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
  - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
  - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第十七条第三十号中「基づき、」の下に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第二十六条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十四条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第二十六条第三項（改正後の第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十四号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇」を「一二、五〇〇」に、「一三、三二〇」を「一三、三五〇」に、「一〇、六七〇」を「一〇、八〇〇」に、「一一、五〇」を「一一、六五〇」に、「八、九〇〇」を「九、一〇〇」に、「九、七九〇」を「九、九五〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第二項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係

る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、本条例を改正するものである。

第 6 6 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

現住所 豊中市

氏 名 三 筈 孝

昭和 4 7 年 2 月 1 8 日生

略 歴

平成 6 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 9 年 1 1 月	司法試験合格
同 1 2 年 4 月	司法修習終了
同 1 2 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 1 2 年 4 月	笹川綜合法律事務所入所

同	15年12月	船場中央法律事務所に改名（現在に至る。）
同	22年4月	大阪弁護士会司法修習委員会委員（現在に至る。）
令和	2年4月	関西圏雇用労働相談センター相談員（現在に至る。）
同	2年12月	東大阪市ホテル等建築審議会委員（現在に至る。）
同	5年10月	大阪弁護士会綱紀委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

三笥 孝氏を箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。